

## 第13号議案

### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

### 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項および第3項、第5条第1項、第6条第2項ならびに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用されている職員を除く。）

(2) 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項または第28条の6第2

項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(4) 地方公務員法第28条第2項各号もしくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、または同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律または条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

(2) 派遣職員の職員派遣が法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合

(3) 派遣職員の職員派遣が前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合

(4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号または第3号に該当することとなった場合

(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合または休職規則第2条第3号に該当することとなった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号または第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である派遣職員を除く。第6条および第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与条例等の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第20条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級および号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における職員の退職手当に関する条例（昭和32年品川区条例第2号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病または死亡は退職手当条例第7条第1項および第7条の2に規定する公務上の傷病または死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第6条第1項および第7条の2に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合におけるその者に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定により、その額を調整することができる。

(報告)

第8条 任命権者は、特別区人事委員会の定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等および職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を特別区人事委員会に報告しなければならない。

## 付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 職員派遣に必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員の派遣を行う必要がある。